

○市川会長 それでは、時間がまいりましたので「地方制度調査会第2回総会」を開会いたします。

委員の皆様には、大変御多用の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。なお、冒頭のカメラ撮りは認めることとしておりますので、よろしく願いいたします。

本年1月14日に第1回総会が開催され、岸田内閣総理大臣より「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係、その他の必要な地方制度のあり方」について諮問をいただきました。

第1回総会以降、専門小委員会において、ヒアリングや有識者委員による議論を行ってまいりましたが、本日は、専門小委員会に取りまとめた審議項目案を議題とし、総会において決定したいと考えております。

まず初めに、本日は公務御多忙の中、金子総務大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

金子総務大臣、よろしく願いいたします。

○金子総務大臣 皆様、こんにちは。総務大臣の金子恭之でございます。

市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、公私にわたり御多用のところ御出席をいただきまして、心から御礼申し上げます。

本調査会に対しましては、先ほど会長から御紹介いただきましたように、本年1月に岸田総理より、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展や新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と自治体及び自治体相互間の関係などについて諮問がなされたところでございます。

これまで専門小委員会において、関係省庁や地方六団体へのヒアリングを含め、精力的に御議論いただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、今般の感染症対応につきましては、有識者会議が設置され、これまでの対応を客観的に評価し、司令塔機能の強化や保健医療体制の確保などについて議論が進められております。同時に、目下の対応としてワクチン追加接種を強力に進めておりまして、総務省といたしましても自治体の取組を支援しているところでございます。

また、新型コロナへの対応を通じ、改めて社会全体のデジタル化が強く求められております。特にデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードにつきましては、先般、総理からも政府全体で普及を強力に進めるよう指示がございました。総務省としても、マイナンバーカードの普及について自治体との連携体制を強化したところであり、自治体の取組をしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、政府の取組も注視していただきながら、コロナ後を見据えた、あるべき基本的な国と地方の関係などについて、幅広い見地から調査・審議いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで金子総務大臣は次の公務のため御退席をされます。本日は本当にありがとうございました。

(金子総務大臣退室)

(カメラ退室)

○市川会長 それでは、議事に入らせていただきますが、総会が始まります前に運営委員会が行われましたので、まず、その結果につきまして大山運営委員長から報告をお願いいたします。

○大山運営委員長 御報告いたします。

先ほどの運営委員会においては、本日の総会の運営等について御相談をいたしました。その結果、本日の総会におきましては、第33次地方制度調査会における審議項目案について御審議いただくことと決定いたしました。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、専門小委員会における審議状況について、山本委員長から御説明をお願いいたします。

○山本委員長 それでは、私から御報告をいたします。

今次の地方制度調査会では、第1回総会におきまして、冒頭で市川会長が御説明いたしましたとおり、岸田内閣総理大臣より諮問をいただき、また、国会議員選出の委員の皆様、地方六団体選出の委員の皆様より、諮問事項に関して御見解や御提言をいただいたところです。

その後、これまで4回にわたり専門小委員会を開催いたしまして、諮問事項に関する現状や課題を丁寧に把握する観点から、関係省庁及び地方六団体の皆様から意見聴取を行うとともに、自由討議や意見交換を通じて委員間の共通認識の醸成に努めてまいりました。

その上で、今後の調査審議を進めていくに当たって、審議項目の整理を行ってまいりましたところ、4月28日の第4回専門小委員会の議論を経て、本日の資料として配付されております「第33次地方制度調査会の審議項目案」として取りまとめました。

それでは、専門小委員会で取りまとめた審議項目案につきまして、事務局より説明をしていただきます。

○吉川自治行政局長 自治行政局長でございます。お手元の右肩に資料と書かれております「第33次地方制度調査会の審議項目案」について御説明をさせていただきます。

まず、1月14日に岸田総理からいただきました諮問事項につきましては、四角囲みに記

載のとおりでございます。

審議項目案の1といたしまして、地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか、としております。これは諮問事項の前段を引いた課題設定でございます、具体的に4点掲げております。

まず、デジタル・トランスフォーメーションの進展が地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、住民からの視点も踏まえ、どのようなものが考えられるか。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか。

3つ目は、ポストコロナの経済社会において、人口減少・高齢化等の人口構造の変化やこれに伴う資源制約、感染症等の事態への機動的な対応をはじめ、地域社会や地方行政に生じることが見込まれる変化・課題として、どのようなものが考えられるか。

最後に、以上について、個別分野の法令・制度に係る課題を踏まえつつも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか、としております。

1枚おめぐりいただきまして、大きな2番は、1を踏まえ「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。これは諮問事項の後段に対応しております。

まず、国と地方の役割分担のあり方についてです。国に求められる役割、地方公共団体に求められる役割として、これまでの考え方を改めて整理、再定義した方がよい点、見直すべき点があるかとして、各論で2つ掲げております。

例えば、非平時においては、平時と異なる考え方で役割分担を整理すべきか。あるいは、非平時への対応は、役割分担の考え方とは別に考えるべきか。

もう一つは、国と地方の具体の事務に係る、必要なリソースの確保や情報の把握・共有のあり方について、どのように考えるか、としております。

次に、国と地方公共団体との間の連携・協力のあり方についてです。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるかとして、やはり各論で2つ掲げております。

国に求められる役割を發揮するため、国が地方公共団体に対して関わる方策や、地方公共団体の実情を的確に把握するための方策について、どのように考えるか。

国と地方の相互のコミュニケーションや協議のあり方、国の施策に対する地方公共団体の意見反映のあり方について、どのように考えるか、としております。

3つ目の○は、広域の地方公共団体としての都道府県、基礎的な地方公共団体としての市町村それぞれに求められる役割や、その役割分担のあり方について、どのように考えるか、ということでございます。

次は、地方公共団体相互間の連携・協力のあり方についてです。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。各論として2つです。

まず、大都市圏における都道府県を越えた広域的な課題への対応を円滑に行うための方策について、圏域内の大都市の役割を含め、どのように考えるか。

また、地方圏を含め、都道府県単位で広域的な対応が求められる場合や都道府県による市町村の補完・支援が必要な場合における、都道府県と大都市を含む市町村との連携・協力について、どのように考えるか、としております。

次の2つの〇は、いずれも国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点で考えております。

一つは、デジタル技術の活用のあり方について、どのように考えるか。

そして、住民、コミュニティ組織、NPO、企業など地域社会を支える多様な主体に期待される役割や、公共私連携・協力のあり方について、どのように考えるか、としております。

最後に、大きな3番ですが「その他の必要な地方制度のあり方」でございます。具体的には、地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方についてどのように考えるか、としております。

以上でございます。

〇市川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました審議項目案について、皆様からの御意見・御質問を賜りたいと存じます。

まずは国会議員の委員の皆様からお願いできればと存じます。御発言の順番については、座席の順により谷委員からお願いできればと思います。

それでは、谷委員、よろしく願いいたします。

〇谷委員 ありがとうございます。自由民主党の衆議院議員、谷公一でございます。

問題が大変多岐にわたりますので、3点について意見を述べさせていただきたいと思っております。

国と地方、あるいは都道府県と市町村、道府県と政令指定都市、あるいは道府県と保健所設置市、その関係についてでございますが、私は今回のコロナ対応で現実はどういうことが生じていたのか、正確に事実を把握して、検証して、国民の視点に立った議論を是非進めていただきたいと思います。つまり理念とか抽象的な議論では地に足のついた議論にならず、場合によっては方向性を間違うのではないかと感じております。

病床調整は現行の仕組みで何が問題であったのか。医療機関への権限、誰が行うのか、現実的で効果的であったのか、その辺をしっかりと事実に基づいて、あるべき姿については是非議論を深めていただきたいと思います。こうあるべきだ、あるいは地方分権の理念からとか、そういうやや抽象的な議論はいかがなものかなと私個人は感じております。

2つ目に、デジタル・トランスフォーメーションの件であります。様々な議論が「これまでの主な議論の整理」でなされているということが分かりました。ただ、そもそもマイナンバーカードが、現在、たしか全国民の44%、5800万人ぐらいに交付されていると承知していますけれども、なかなかこれを国民に幅広く、全ての国民に持っていただくという目標にはまだまだ遠い。そして、このままではとてもそこまで行かないのではないかと思います。

そこをどう一歩踏み込んだ対応を取るべきかというようなこともしっかり触れていただければ、あるいはそれは我々政治家の仕事であるかも分かりませんが、地方制度調査会でも、やはりそこに踏み込まないと、地域の現状は私も仕事柄色々な首長と話をしますけれども、一定のレベルまではいくけれども、そこから先が、ワクチン接種みたいなものです、なかなか進まないのではないかなと思います。

最後に3点目、地方議会の位置付けについてであります。議長会の方から提案をいただいています、それはそれとして、私は大変大切なことだと思いますが、地方議会の位置付けだけを明確にすれば、果たして女性とか若者がなりやすい環境づくりになるのかなということは、ややどうかという思いを持っています。ですから、理念といいますか位置付けをしっかりするにしても、併せてより具体的な、例えば本会議でオンラインを認めるとか、より参加しやすいような仕組みをつくるべきだと思います。

特に小さな市、あるいは町村で、本当に議員のなり手不足というのが深刻です。私の兵庫の選挙区でも無投票だけではなくて、定数の立候補者もいなくて、欠員のまま、結局全員当選という大変寂しい状況も今までありましたし、今後もないとも限らないと思います。そうした具体的な仕組みも併せて、また、議論を進めていただければ大変ありがたいと思います。請負禁止の緩和などは、我が党の方でも議論を進めておりますが、より効果的な手法が必要ではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、葉梨委員、よろしくお願ひします。

○葉梨委員 発言の機会をいただきまして大変ありがとうございます。自由民主党の葉梨康弘でございます。

まずはこの審議項目案について、私は異存ございません。これを申し上げた上で、今、谷委員からもお話がありましたけれども、私も第1に国・地方公共団体の役割分担、さらには相互の連携等々、第2にデジタル技術の関係、第3に地方議会の関係、それぞれについて、私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、国・地方公共団体の関係や役割分担等については、今も谷委員からお話がありましたとおり、今回のコロナ対応については、しっかり検証していくことは絶対に必要だろうと思います。その上で、各種の制度設計をする上で、もちろんそのとおりとは言いませんけれども、今ある色々な形での国と地方の制度、特に非常時における制度がどうなって

いるか、他の制度を勉強してみることも必要なのではないかなと思います。

何でこういうことを申し上げるかといいますと、私は国会議員になる前は警察庁の職員をやっておりました。警察という組織は戦前は国家警察でございました。そして、GHQの占領によって、人口5,000人以上の自治体については、昭和23年に完全な自治体警察になりました。

ただ、自治体警察ということになりますと、各自治体に警察組織が置かれて、全く指揮命令系統は何もないと、それぞれで独自で完結するということになり、犯人が隣に逃亡してしまったり捕まらないというようなことも起きるし、また、災害時にはどう対応するかといった問題も出てくる。そういうことで、昭和29年に新しい警察法というのができました。これは都道府県単位それぞれに警察本部を置く。ただ、国にも警察の機関は置くけれども、国の警察の機関というのは捜査権とか執行権は持ちません。何をやるかと言いますと、各都道府県警察がそれぞれ執行権を持っているわけですが、その調整を行うというのが、今の警察庁の役割でございます。

ただ、それにプラスしますと、調整を行う上に、警察の場合は警視正以上の地方警務官についての人事は国が持つ、あるいは調整に係るような事案についての捜査費、必要な資材については半額国が持つし、必要な捜査費は全額持つというようなこともあるので、全体的に言いますと、国の役割が非常に強い組織になっています。ですから、そういう組織を私は目指すなどということは一言も申し上げておりません。ただ、そういったことで執行権はそれぞれ独自で持っているけれども、本当に非常時のときに何らかの調整が必要なのかどうかということは考えてみる必要はあるのかも分からない。

もう一つ、さらに参考になるのが消防でございます。消防については消防庁というのが総務省の組織の中にありますけれども、消防庁は警察庁のような調整権というのは持っておりません。それぞれの自治体消防がそれぞれの判断でやっている。ただ、そうやってまいりますと、広域的な災害があったときに対応できません。ですから、その場合には、ある自治体消防が協定などを結びまして、他の自治体消防に対して応援を要請することになります。その応援を要請するに当たって広域的に動くような資機材等については国がある程度予算措置をする。そういうような仕組みもある。

これをコロナのような非常時に考えてみますと、それぞれの自治体だけでは対応できなかったときに、やはり何らかの形で応援要請をどこかの自治体にはしなくてはいけないのだろうと、ただ、するに当たって、それを何か促すような警察のような非常に国の関与などは、私はあり得ないと思っておりますけれども、何らかの形で国が応援要請をやりやすくしてあげるような仕組みというのはあり得るのではないかと。

ですから、今の例えば消防の仕組みとか、あるいは警察の仕組みというのは、今後の役割分担を考える上で参考にはなるのだろうという気がしております。ただし、ここで出てまいりますのは、やはりお金の話でございます。広域的な活動をするときに、あるいは広域的な応援要請をするときに、必要な経費をそれぞれの自治体に持たせるというのは、こ

れまたいかなものか。ですから、具体の制度設計に入ったときに、色々な論点というのを今ある制度の中からもまた見いだしていくという観点も、また一つ必要なのかなというような気がしております。

2つ目のデジタル技術でございます。今までの専門小委員会における主な意見というのでも拝見させていただきました。特にデジタル庁の方から、DXに当たっては標準化というのが非常に必要であるというような意見が出されました。5年前に私は自民党の総務部会長をやっておりましたときに、自治体クラウド小委員会というのを立ち上げまして、自治体クラウドがどうなっているかというのを調べさせていただきました。実際ばらばらです。ただし、DXが自治体ごとに進んでないかというに進んでいるのです、進んでいるのですけれども、それぞれの自治体でベンダーロックインというのが起こっていて、それぞれがカスタマイズしているものですから互換性がないという多少ばらばらな状況がある。

でも、それを例えば韓国のように標準化するのが本当にいいことなのかどうか、やはり今ある自治体それぞれの自主性というのもある意味で重んじなければいけないし、また、その上で効率性というのも考えていかなければいけない。当時考えておりましたのは、それぞれのベンダーさんには、カスタマイズではなくてノンカスタマイズでいけるような、大体ベンダーというのは日立とかNECとか6つぐらいあるのですけれども、そういうような形でノンカスタマイズであれば、各自治体に選ばせるということをするれば、実はこれは標準化ではないけれども、相当標準化に近い形ができるのではないかと。それであれば、自治体の自主性というのも尊重することができるのではないかと、そんなような議論もしていたことを記憶しております。

ですから、ここの部分については国が主導というよりは、それぞれの知事会、市長会、町村会等々で、その効率性をよく諮っていただいて、よくコンセンサスを得ていくことが、私は大事なことなのかなと個人的には考えています。

3つ目の地方議会です。この場で地方議員について、本日は議員年金のような話を私は言うつもりはございません。ただ、地方議会の役割といったときに、かつて福島の矢祭で日当制という議論がございました。要は日当制というのは議会に出る日だけお金を払う、本当にそれが地方議会の役割なのかというところから見直していかないといけないだろうと思います。議会に出るだけでしたら、それだけが役割だったら日当制でもいいのかも分からないけれども、地域住民の意見をどういう形で、二元代表制ですから、それぞれの自治体の執行部、あるいは議会の中で議論をして届けるのか。つまり、議会に出ているとき以外の議員の仕事をどのように捉えるのか。そういう観点から地方議員の役割を考えていくことも必要だし、その中で、地方議員に対する待遇というののも決まってくるのではないかとというような感じを持っています。

以上、雑駁な意見でございますけれども、私の考え方を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございました。

それでは、重徳委員、お願いいたします。

○重徳委員 立憲民主党の重徳和彦です。私からも3点、簡潔に申し上げたいと思います。

まず1点目は、これはコロナになったときに、星野リゾートの社長さんがマイクロツーリズムという考え方をしきりに主張されておりました。要するに広域的な行き来は控えようと、その分地元自治体、狭いエリアの中での動きというのは状況に応じて許されるのではないかというような話だったのですけれども、これはまさに地元再発見に資することです。地方創生というのは、みんながみんな、国内でも京都とか東京に観光旅行に行くのではなくて、やはり自分の町の中に観光資源、あるいはおいしい料理屋さんがあるということを見つめ直す非常に重要な提言だったのですのではないかなと思って見ておりました。

今日配られている「これまでの主な議論の整理」という参考資料を拝見させていただいて、例えば6ページの真ん中辺に、集権・集中すれば、日本全体が対応を間違える可能性もあり得るということが述べられていたり、あるいは8ページの下の方で、具体的なミクロの感染状況は地方の現場の方が把握しているということも、そういったことと併せて考えると、やはり緊急事態宣言も、これはやむを得ない部分はあるかもしれませんが、国が県ごとに指定して、そして、県の中も一律ですよね。愛知県でも名古屋のような大都市と郡部、中山間地域では全然状況が違いました。そういうこともある種無関係に、県丸ごと指定というようなことをして、しかも、もっと悪いことに、メディアが東京の状況とか、あるいは大阪の状況を中心に伝えるものですから、全く過疎地域みたいなところで家で怯えている方々がいる。

そういう日本全体で色々な状況があって、やはり東京・大阪で非常にまん延したときもありましたので、そういうところに地方から出て行かない方がいいよという意味でのメッセージはそれでいいのですけれども、自分の村の中で、いつもの店も全部閉めてしまって、結局、最終的にはそれを国が財政補填をしていくというのは、お金の使い方、税金の使い方としても非常に問題があるというか、先ほどの日本全体が対応を間違えるということにもつながるのではないかと、そんなことを思って見ておりましたので、まず、そういう視点でものを考えてみたらどうかということをお願いさせていただきます。

2点目は、我が党で法案も出しているのですけれども、実は医療制度改革の法案を出しております、かかりつけ医をきちんと制度化して、きちんと登録制度にするべきだということなのです。これは当事者である日本医師会も色々な異論もあるし、しかし、医師会の中でも賛成意見もあります、もともとふだんから面倒を見る患者さんがいれば、健康なうちから面倒を見ていけば予防医療にも資するというので、我々はこの改革案を考えていたのです。ただ、コロナになって、みんな自宅で療養せよとなって、何十万人が自宅にいる。そして、保健所の担当職員からたまに電話がかかってくるだけ、保健所も保健所でパンクして大変な状況になっている。だから、連絡が途絶えたり、連絡がつかなかったり、こういうことでは、結局、お医者さんにかからずにそのまま自宅で亡くなる方も出てくるわけでありまして、これを解決するためにも、いつものかかりつけのお医者さんに電

話でも連絡して面倒を見てもらえるような仕組みがいよいよ必要なのではないかとというような提案でもあります。

ですから、これはコロナに即して言えば、保健所があんなに大変な忙殺されるような状況を防ぐということにもなりますし、それから、かかりつけ医の制度化と、自由開業もある程度制限というか規制をしていくことにすれば、過疎地における無医村の問題も解消されていくのではないかと。それから、救急車をすぐ呼ばずとも、まずはかかりつけのお医者さんに相談すれば、ちょっと様子を見ていけばいいのではないかと。言われれば、コンビニ救急のような状況も起こらない。

まして、公的病院も含め病院で働いている先生方、お医者さん方が、時間外の上限が普通の人たちは960時間なのに1860時間まで働かざるを得ない、認めざるを得ないという状況を生んでいるわけで、こういったことを一定程度抑制するためにも、かかりつけ医制度というものは、これは厚労省の話ですよ、ですから、この間本会議でも質問をしましたが、総理もかかりつけ医の機能について速やかに、かつ丁寧に制度整備を進めてまいりますという御答弁もいただきましたので、オール政府として、そういったことも考えていただければということでもあります。

あと、地方議会の話はおそらく江崎先生の方が議論されてこられたかと思えますけれども、サラリーマンの立候補のための休暇制度の法案も私どもは提案させていただいておりますので、そんなことも勘案いただければと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 皆さん、お疲れさまでございます。日本維新の会の馬場伸幸でございます。

私から、まず、行政とデジタルの関係という観点で御意見を申し上げたいと思います。私も大阪の堺の市会議員を20年間させていただいてまいりまして、地方自治体の中で未来のあるべき姿ということで、随分色々議論もしてまいりました。あるべき姿を追求する際には、やはり今まで前例・慣例でやっていた色々な制度を見直す、そして、行財政改革を行うということをしなければ、なかなか新たな局面に対応していけるマンパワーであるとか、スキルを持った皆様方を集めるとか、そういうことが非常に難しいということで、バブル崩壊以降、特に地方自治体の財政は厳しい状況がずっと続いています。

30年ぐらい前は、まず職員を減らすのだということで、人減らしとも言われましたが、職員の数を数値目標を決めて削減していくということをやりました。ぼちぼち限界が来たなということで、20年ぐらい前からは業務のアウトソーシングということで、仕事を外に出していくのだと、民間にお願いをしていくというようなことが流行りまして、どの自治体もそういうことに努めていたということでもあります。いよいよ人は限界、仕事はもうこれ以上減らない、逆に色々な行政サービス、時代の変化とともに多様化していつているという中では、行財政改革といってもどこをやるのですかというような声が地方自治体から

も聞こえてきています。これを進めるのは、皆様方ももうお分かりのようにデジタル化し
かないのです。

この専門小委員会の中で出てきた意見を拝見いたしますと、やはり私はここにも書いて
ありますように、マイナンバーによる情報連携、マイナポータルというマイナンバー制度
の活用、こういうことを全国標準できちんとまず整備をしないと、なかなかデジタルを使
った行政の推進ということは、まずその舞台がないわけですからできないというのは当然
のことだと思えます。

ですから、地方自治体の方がそれを求めているわけでありまして、国の方としても、こ
れは我々の仕事ですが、我々も国会で何度もこの議論もしておりますけれども、まず、こ
のマイナンバーを活用していくということが非常に大事な観点であると思えます。国の方
ではマイナンバーカードに運転免許証の情報とか、医療保険の健康保険証の情報とか、そ
ういうものを載せていくということを言っていますが、実際、マイナンバーカードを持っ
て病院へ行っても、病院側にマイナンバーカードに対応できる体制とか資材とかが全然整
っていないということもよく言われていますので、まず、器をきちんとつくっていくこと
が非常に大事だと思えます。先生方におかれては、色々な専門的な分野から、この行政の
デジタル化について、さらに深掘りをした議論を是非お願い申し上げたいと思えます。

そして、国と地方公共団体の関係の部分でございます。私たち日本維新の会は憲法改正
項目ということで3項目、既に公表いたしております。

そのうちの一つが統治機構改革ということで、御案内のように、憲法には統治機構に関
わる条文というのが92条、93条、94条、95条と、このたった4つしかありません。今日は
知事さんや市長さん、議長さんがお見えになっておりますが、憲法の条文の中には地方公
共団体、今日いただいているペーパーにも地方公共団体と書いてあります。団体なのです。
自治体ではないのです。憲法上は地方自治体というのは単なる公共団体扱いになっている
のです。ですから、是非地方自治というのは何なのか、地方自治体の位置付けというのは
どういうことなのかということを経済にきちんと位置付けるということを我が党は訴えさ
せていただいているところであります。

まず、そういうところから改革を始めて、1990年代でしたか、首都機能の移転というこ
とが国会でもかなり突っ込んだ議論になって、1999年には国会等移転審議会から、大体こ
の辺とあの辺という形で3エリアぐらいが指定をされたのですが、そこから急に首都機能
の移転という議論が、エリアが決まったことによって急に衰退をした。何かこれはブラッ
クジョークみたいですがけれども、急に衰退をしていったという歴史があります。今、やは
り東京一極集中が問題視されています。多くの政治家は多極分散をするべきだと言ってお
りますし、自民党さんは地方創生ということを盛んにおっしゃっています。

ただ、幾ら掛け声をかけても、先ほどもお話がありましたように地方議会、もう既に村
や町の議会であれば定員割れをする。選挙をやっても定足数に満たない立候補しか届出が
ないというようなところも続出をしています。若い皆さん、みんなが喜んで都市部に出て

きているわけではないと思うのです。東京や大阪のように毎朝満員電車で揺られて、仕事場へ行けば嫌な仕事ばかりさせられて、疲れてまた1時間も電車に乗って家へ帰るといったようなことをみんなが望んでいるわけではありません。また、コロナでリモート会議等がかなり進展をしましたので、東京にいなくても、都市部にいなくても仕事ができるということが実証されてきています。したがって、やはり地方で現金収入があれば、そこで生まれて、学んで、暮らして、働いてということがフルセットで私はできるようになるのではないかなと考えています。

そのためには首都機能の移転も大事ですし、一時これも盛んに議論されました地方分権、また、道州制とか、最近私たちは副首都法、多極分散といきなり言っても難しいので、とりあえず二極分散にしようということで、首都・副首都法を提案して、とりあえず第2の首都をつくらうではないかというような活動もさせていただいております。

ちょっと自慢話になりますけれども、過去においては、この地方の仕組みを変えるということで、大阪府と大阪市の行政を一つにする。日本では初めての法律による住民投票ということもやらせていただきました。これも実際経験して感じたことは、行政の利便性を高める、そして、無駄なコストを削減する、それによって生み出された財源を色々な今まではできなかった部分に投資をしていく。こういうことを幾ら訴えても、これは一般の方にはあまり関係ないのです。一般の方の生活が明日から急に変わるかと言われれば、大阪府と大阪市が一つになって大阪都になっても別に急激に生活が変わるわけではない。幾ら我々が説明をしても何のこっちゃと、それがどうしたのだというような反応をされる方が多いという経験をしてきました。

やはりこういう行政の仕組みについては、私は政治家が責任を持ってリードをして、法律によってこの仕組みを変えていくことが必要だと思います。これは大阪ですから大阪府と大阪市を一つにして、8兆円規模の財政力を持つ自治体をつくるということでやりましたけれども、日本全国、同じような形で行政の利便性やコストがよりよくなるということはないと思いますので、その地域に合った本当の意味での地方創生を私はやっていくべきだと考えています。ですから、是非先生方には単なる関係性をどうしていくか、国と地方の関係をどうするかということだけではなく、現行の地方自治制度をどうすれば本当によくなっていくかというような観点でも議論をお願い申し上げたいと思います。

あと、地方議会の議員の職務の明確化とか、私は実際に20年間経験してきましたからよく分かっていますが、地方議員さんというのは真剣に仕事をすればむちゃくちゃ忙しいです。夜だけ議会に出たりして仕事ができるかといえば、それは絶対に無理です。ですから、地方議員さんの専門性も昨今非常に高まってきている。私は堺市という市で一般の市から中核市になって、そして、中核市から政令指定都市になると、全ての地方自治体のスタイルに合った議員を経験してきました。ですから、やはり地方自治体の変化、改革と併せて、地方議員のあるべき姿というものも、私は是非どんどん今までにない、前例・慣例にとられない地方議員のあり方というものも具体像を出していただければ、地方議会の参考

になると思いますので、是非引き続き深い御議論をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、長峯委員、お願いいたします。

○長峯委員 自由民主党参議院議員の長峯誠でございます。2点申し上げたいと存じます。

まず第1点は、地方議会の位置付け、議員の職務の明確化、これは是非とも進めていただきたいなと思っております。

第2点は、デジタル・トランスフォーメーションの進展に伴う国と地方自治体の関係性の問題ですけれども、今まで地方分権ということをやっと進めてまいりまして、累次にわたる分権一括法で、たくさんの権限や事務が地方に移譲されてまいりました。私は逆移譲というのを考えるべきなのではないかなと思っております。市町村の権限や事務を都道府県や国の方に移譲していく。都道府県の事務を国に移譲していくというような流れもあっていいのではないかなと思っております。といいますのも、権限移譲を受けるのですけれども、そうすると、それがその自治体にとっては0.5人分の事務、あるいは0.3人分の事務ということであると、そこにまた1人、人をつけなければいけない。窓口も常時開設しておかなければいけないということで、慢性的なリソース不足の中では大変な負担になっているという側面もございます。

そして、何よりも今回ありますとおり、デジタル・トランスフォーメーションが進んでいきますと、住民に一番身近なところで行政をやるのが一番いいのだということをや一つ超えられるといいますか、手続等がデジタルでできるようになれば、例えば市町村でやっていた事務が県に移譲されても住民の皆様には迷惑がかからないというようなことも、これから生まれてくるのではないかなと思っております。何よりもこの逆移譲の仕組みというのがないというところが一つ問題なのかなと思っております。

ちなみに神奈川県は、県と市町村の間の逆移譲というのを仕組みとしてもつくり上げていらっしゃって、やはり予想どおりたくさんの事務が市町村から県の方に戻したいというか、もともと市町村での事務だったものもあるでしょうけれども、県でやっていただけないかというようなこともたくさん出てきたようでございます。ですから、これを国、都道府県、市町村の中で地方分権一括法のような定期的に点検をするというような仕組みをつくってはどうかと思っております。もちろん補完性の原則はしっかり踏まえながら、あくまでも市町村や都道府県の自発的な提案に基づく仕組みとしてつくり上げる。そのことが、その事務をどの段階でやるのが最も効率的なのかということにもつながっていくと考えているところでございます。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、江崎委員、お願いいたします。

○江崎委員 こんにちは、立憲民主党の江崎でございます。私事ですけれども、今期を持

って退任いたしますので、多分、この本調査会で意見を言うのは、これが最後だろうと思います。その意味で申し上げておきたいということをお話しさせていただきます。

私は昨年、国土交通委員長を拝命いたしまして、1年間、国土交通行政に携わってまいりました。そこで思いますのが、やはり様々な政策を国は決定して法律を決めて実施に当たるのですけれども、その全てが地方自治体が実施主体になるといっても、これは過言ではございません。では、その実施主体になれるだけの地方自治が確立をされているかという、私はまだまだむしろこの10年、20年の間に極めて厳しい環境に置かれてきたのではないのか、自治体職員の1人としてそのことを危惧するところでございます。

先ほど大臣からマイナンバーカードの普及という話がありました。マイナンバーとマイナンバーカードは全く別物でございます。マイナンバーは既に全国民に振られていますので、所得の捕捉はこれから始まっていくわけですけれども、そういう考えでいくと、マイナンバーの目的はもう達成をされている。それをどう国民の皆さんが利用価値を高めるかということでマイナンバーカードが考えられたのだらうと思いますけれども、やはりこれだけ進まないのは利便性の問題もあるかもしれません。これは総務省で色々努力をいただいています。

一つは、情報が集中することによって、色々セキュリティーは確保されていますけれども、どうしても情報が集中する国、マイナンバーカードを普及する国が信用できるかと言われたときに、まだまだそういう意味で、私たちの国民は国を少し信用していない部分があるのではないのかなというのが私の思いでございます。ですから、私自身もマイナンバーカードを持っています。マイナンバーカードの利用価値を高めることとデジタル化というのは避けて通れないことです。むしろデジタル化をすることによって、新たな地方創生が生まれるかもしれない。

ただ、そこには、その全てが地方自治の本旨に基づいて行われるということを絶対に忘れてはならないのではないのかなというのが、私が委員の皆さんにお願いしたいことでございます。この地方制度調査会というのは、是非地方自治体、地方の立場に立って議論を重ねていただくことを心からお願い申し上げます。前回総会で憲法の話もいたしました。92条に地方自治の本旨が書かれました。地方自治法1条に、この法律は地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体云々というのが規定され、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することによって、地方公共団体における民主的にして能率的な行政を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。もう70年を超えています。

地方自治の本旨とは何か、国と地方の基本的関係とは何か、そして、それは確立をされているのか。また、地方公共団体の健全な発達が保障されてきたのか。実情は地方分権一括法が施行された2000年以降、国と地方は対等・平等な関係とされたにもかかわらず、先ほどからお話が少し出ているかもしれませんが、三位一体改革や集中改革プランなどといった国からの一方的ともいえる様々な政策の押し付けが地方自治法という地方公共団体の

健全な発達を保障するどころか、自主的かつ健全な運営を難しく、あるいは遅れさせてきたのではないのか。そう危惧してなりません。

そして、2018年、総務省研究会が出した自治体戦略2040構想もあります。御存じだと思いますけれども、デジタル化やAIを使った自治体運営をさらにそれを使って活用する、自治体運営にデジタル化、AIを使おうという考え方でありますし、行政のフルセット主義からの脱却、つまりもう基礎自治体は国からの業務を請け負えなくなってきた。そういう意味で、全ての市町村が全ての自治体業務をやらなければならないというフルセット主義からの脱却、そういうものを構想として出されています。私は合併の形を採らない地方公共団体の新たな構造改革だと考えてもいいのではないのかなと思います。

このように、地方自治の本旨とは、地方公共団体の健全な発達の保障とは、その議論が未成熟なまま放置をされ、時の社会変化に呼応したような議論では、早晚、地方の疲弊は取り返しのつかないものになるのではないのか。ますます中央集権化が進むのではないのかなと危惧をしているところでございます。

諮問事項の中で先生方が審議項目を出されております。この中にも先般言いました2040構想と重なり合う部分が少なからずあるように私は見受けられて仕方がございません。是非今後の議論として、この地方制度調査会が本来の意味での地方自治の本旨、地方自治法がいう地方公共団体の健全な発達を保障するのは何か、そこを是非議論いただいて、この国の形を、この地方制度調査会から発信をしていく会にしていきたい。心からお願いを申し上げまして、私からの意見に代えさせていただきます。

総務省は本当に地方の味方になっていただきたい。地方は総務省を頼りにしていますので、是非そのことも事務次官、局長にもお願い申し上げまして、私からの最後の意見に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございました。

続きまして、地方六団体の委員の皆様からお願いしたいと思いますが、地方六団体の皆様からは、第3回の専門小委員会において多数の御意見等をいただき、それも踏まえて本日の審議項目案を策定させていただいております。さらに御発言等がございましたら、是非挙手をいただければと存じます。

それでは、平井委員からお願いいたします。

○平井委員 本日は、市川会長、大山副会長、また、山本委員長をはじめ、委員の皆様にごうしたお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、金子大臣、黒田次官、吉川局長をはじめ、総務省の皆様大変お世話になっておりますこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

私は今、この生命の不安な時代に、人事を尽くして天命を待とうと思う。人事を尽くすことが人生の目的でなければならない。このように書きつづったのが100年前、与謝野晶子であります。馬場先生が先ほど堺とおっしゃいましたが堺の御出身でありますけれども、当時は東京、横浜で日に400人死んでいたと、その記録に晶子は綴っているわけであります。

私たちが今コロナという現実の中で、この地方制度調査会で議論しようというからには人事を尽くさなければならぬ。やはり変えるべき制度があるのであれば、それは恐れることなく私たちは提言をしなければならぬ、このように考えております。是非意のあるところを酌んでいただき、今日も若干申し上げますし、これまで申し上げたことを酌み取っていただき、できれば、またこれから専門的な検討がなされると思いますが、こうした地方の現場の状況というのをその都度聞いていただく機会を取っていただき、我々は幾らでも協力をしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

今日は審議項目を用意していただきました。これについては賛成でございまして、山本委員長の方でお取りまとめいただいた線を進めていただければと思います。

まず第1に、今回我々に期待されるのは新型コロナのことがあると思うのです。谷先生や葉梨先生もおっしゃいましたけれども、その検証ということを是非踏まえて、現場の状況がそのまま政策に反映されて実行される状況をつくっていただくように、そのことを是非念頭に置いていただきたいこと。

また、今、江崎先生が非常に長年の経験を基におっしゃいましたけれども、私たち現場から見えていて、やはり今、憲法審査会が衆参両院で行われていますが、地方自治ということの根本を問い直すべきだと思います。もう長く同じ衣を着たままやっているわけですが、世の中はどんどん変化をしておりますし、実効性としていかなかなと思える規定があったり、漠然としすぎて何の保障にもなっていないのではないかとと思われるところもあります。ですから、その辺も含めて大きな議論もしていただければと思います。

審議項目の1番のところ、例えばデジタル・トランスフォーメーションのお話などがあります。現場で見ていると、デジタル化するのだんならば財務の規定などはどうなのと、例えば契約の規定なども含めて、あるいは日計、月計みたいなこと、金銭出納をやれというわけです。ただ、現実にはもう銀行で毎日口座に入っているわけです。それを何で毎日レポートを出さなくてはいけないのかな、月別でやらなくてはいけないのかなと。これがまた監査にも入っていて、監査するのに当たってそれを見ろというわけでありまして、そのためにわざわざ紙の帳票を打ち出したりする。そういうのがいまだにあるわけでありまして。不磨の大典でもないと思っておりますので、そうしたことも含めてデジタル化するということは、こういうこともやるのだということをお是非考えていただきたいと思っております。

マイナンバーカードは、今、諸先生から色々お話がありましたとおり、これも使い方によっては大化けするものでありますし、これから6月いっぱいマイナポイントの話が始まりますので、今が仕掛けるチャンスだと思います。是非御検討いただければと思います。

また、新型コロナとの関係で直面した課題と要因ということでもあります。先般先生方にもお聞き取りを色々いただきましたけれども、重徳先生もおっしゃっていましたが、現場の状況に応じたことが必要なのです。忘れてはならないのは第4の権力のマスメディアの影響は確かにありまして、東京で行われている手法だとか現状が全て妥当するかのよ

うに、この新型コロナについて行政も対応したように思います。ただ、我々地方の方から見ていると、全然当てはまらないことがいっぱいあるのです。だから、それぞれの地域に応じた感染症対策ができるようにすることが本来ではないかと思えます。

また、ポストコロナにつきましても、このたび下から2番目で入れていただいております。例えば二地域居住みたいなことが始まると思うのです。住むところと働くところの概念が大分壊れてきました。ですから、それに応じて、例えば徳島県のようなところでは学区の問題がありますので、それぞれの教育委員会で子供を預かれるようにするようことを始めている。これは結構法律論とぶつかるのです。居住地は一つだと決めるわけです。これは多分選挙の問題もあってしなくてはいけないのだと思うのですが、ただ、二地域居住みたいなときに、住民というのは何なのかとか、それに対する行政サービス、例えば教育だとか、あるいは様々な帳簿の問題もあると思うのですが、大きく考えていかななくてはいけない段階に多分ポストコロナはなってくるだろうと思えます。

それから、2ページの方を見ていただきますと、ここに国・地方の関係がありますが、是非「国と地方の協議の場」が今ございますけれども、分野別の分科会などを多用していただいたり、大臣とも割としょっちゅうお話をさせていただく機会もございます、今、コロナで大分風向きが変わってきましたので、是非こうした国の中核と地方側との対話の機会をもっとクローズアップして制度化していただけないかと考えております。

それから、一番下のところに広域の地方公共団体の都道府県、市町村との役割分担ということがあります。長峯先生もおっしゃっておられましたけれども、それぞれの地域に応じたやり方というのはあると思うのです。例えば除雪をどこがやるかと、県と市町村でそれぞれ分けてやらなくてはいけないのか、一緒にどっちかがやればいいのかとか、そういうことは幾らでもあると思えます。その辺が今、地方自治法の最初のところに都道府県の事務、市町村の事務というのが書いてありまして、まず決めているのですが、それぞれの地域の特性が本来あるのではないかなとも考えます。

それから、3ページのところでございます。上から2つ目の○でデジタルの活用ということがありますが、葉梨先生が若干その趣旨をおっしゃっていましたが、この秋に基幹業務を国全体で統一しようとしているわけでありまして、それぞれの地域で、実はそれぞれにベンダーがいたり事業者がいたり技術者がいまして、色々なシステムを地域に応じてつくっているわけです。それは決して悪いことではなくて、自主性ということが必要ですし、それをやることで実はIT人材がそれぞれの地域で育って切磋琢磨しているという状況です。国全体で統一することで、地方のそうした情報産業を潰してしまうことにならないように、その多様性というものも考慮したやり方というのがデジタル技術の活用としてあるのではないかと思えます。

また、その次のところで、民間との関係がありますが、コロナでいえば病床の問題、あるいは個人情報はどうするか、防災のときなどに非常に問題になります。あるいは、住民投票制度というものが究極の住民と行政との関係かもしれないかもしれませんが、最近も愛知県とか徳

島市でリコール投票のことで不正があったのではないかという話があります。今どき全部署名を集めて、その署名が真正かどうか、判子が正しいかどうか、本当にみんな調べられるのか、あるいはその数が妥当なのかとか、やはりそうした直接請求制度なども時代の変化とともに変わり得るのではないかと思います。

是非そうした様々な論点につきまして、今後御検討いただければと思います。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 全国都道府県議会議長会会長の秋田県議会議長、柴田正敏と申します。

今、秋田県議会と申しましたけれども、ちょうど今、6月議会の真っ最中でありまして、知事をはじめ、執行部に対して、議員がいわゆる一般質問をやっている最中でありまして、地域の課題について一生懸命議論している瞬間だと思いますが、今日は副議長にお願いをして出てまいりました。

まず、デジタル・トランスフォーメーションの進展と新型コロナウイルス感染症対応についてでございます。

専門小委員会では、「民主主義のデジタル化についても考える必要があるのではないか。」との御意見をいただきました。本会では、4月13日のヒアリング提出資料にもありますように、有識者の協力を得ながら、昨年6月、議会がデジタル化に取り組む基本的な考え方について、また、今年4月には、オンライン委員会開会の意義や留意事項についての報告書を取りまとめるなど取組を進めてまいりました。

コロナ禍においては、各議会で多くの臨時会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立などに係る難しい地方公共団体の意思決定を行ってまいりましたが、コロナ禍や災害時などにおいても、議会は住民の声を把握し、その機能を可能な限り発揮することが重要だと考えております。本会では、引き続き有識者の協力を得ながら、デジタル技術を活用した、議会から住民への情報発信や、住民の声の把握について検討を行い、地方公共団体の意思決定を行う議会がその責任を果たせるよう取り組んでまいります。

次に、地方議会についてであります。

三議長会では、議会とは何かを住民にしっかり理解していただき、議員自らその重い責任をさらに強く自覚するとともに、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、次の3点、地方議会は住民が選挙した議員をもって組織されること、地方議会は地方公共団体の意思決定を行うこと、地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと、を地方自治法に明文化していただきたいとお願いしております。

専門小委員会では、「地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付けを法律に明文化することが議員の多様化につながるのか。」との御質問をいただきましたが、例えば、予算は、地方公共団体が行う幅広い住民サービスの方針となるものでありますので、女性や若者などを含めた多様な人材で構成された議会で、意思決定することが重要だと考えており

ます。

地方議会が議決を通じて地方公共団体の意思決定を行うことを明文化することにより、女性や若者などが少ない議員の構成を住民の構成に近づけていくことの重要性が明確になると考えており、議会に女性や若者など多様な人材が参画する契機になるものと考えております。

また、地方議会の位置付け等の地方自治法での明文化の前に、三議長会などが地方議会へ多様な人材が参画できるよう、さらなる取組を行うべきでないかとの御意見をいただきました。

ヒアリング提出資料にもありますように、三議長会では、国に先んじて、標準会議規則に議会の欠席理由の例示として「育児、介護」を、出産の欠席期間として「産前6週、産後8週」を明記するとともに、「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催し、今年度は、「政治分野における男女共同参画推進法」の改正を受け、ハラスメント研修にも取り組むなど、今後とも積極的に取組を進めてまいります。

議員のなり手不足や、性別、年齢構成の偏りといった課題に対応するためには、三議長会や各議会の取組が重要だと考えておりますが、専門小委員会で御意見があったとおり、「国全体の課題として取り組まないと、動きが加速していかない。」と思っております。

統一地方選挙が令和5年4月に迫っておりますが、この統一地方選挙においても、女性や若者をはじめとする多様な人材に参画していただくことが必要であります。三議長会や各議会でもさらに取組を進めてまいりますので、この調査会におきましては、「地方議会が地方公共団体の意思決定を行うこと」等の地方自治法の明文化が、何とか令和5年4月の統一地方選挙までに実現できるよう、早急な審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、立谷委員、お願いいたします。

○立谷委員 今までの議論を聞いておまして、特に国会議員の先生方から非常に有益と思えるようなお話がございましたので、そのことも踏まえて、全国市長会からお話をさせていただきたいと思っております。

マイナンバーカードの取得の推進が叫ばれているのですが、我々都市自治体として、住民の方々、特に高齢者の方々への説明が難しいという現状に直面しています。これは是非お願いしたいのですが、マイナンバーカードが保険証として利用できる、運転免許証として利用できるということを明確に決定していただきたいのです。このようなことを明確に住民の方々に申し上げた上で、メリット、デメリットの話をできればさらに取得が進むのではないかと。

今日、黒田次官がお出でですが、2年前に色々と御示唆をいただきました。特別定額給付金を支給する際、相馬市は早く住民に届けようということで、5月の連休中に職員の皆が総出で申請書の発送を行いました。もしもマイナンバーカードが住民の方々に行き渡って

いて口座番号と紐付けされていたのであれば、あんな苦勞をする必要はなかったと思います。行政の効率化、あるいは正確性という観点も当然出てくるとは思います。普及促進に向けて、マイナンバーカードのメリットをさらに突っ込んだ形で、マイナポイントなどの取組もありますが、私は保険証として利用できるなどというのは非常に住民へ説明しやすいことだと思いますので、明確に方向性を出していただきたい。

それから、東京一極集中の話もございましたが、地方制度としては非常に大きな問題だと思っています。私が常々考えるのは、地方に女性が働く機会があまりにも少ないということです。行政や医療といった分野は別として、我々は企業誘致に努めているのですが、職種などに限って言うと、やはり男性の需要が多いのです。ですが、デジタル・DXは、女性になじむ部分が非常に大きいと思うのです。したがって、女性が地方に定着できるように、統計的に地方の男性は結婚相手が少ないという現実もあるわけですから、女性活躍社会とDXが関連してくれればいいと思っています。

それと、医療過疎という全国市長会全体として直面する問題があり、また地方の一つの悩みに教育格差があるのです。この教育格差を是正するためにDXというのは極めて有効な手段だと思います。なお、人口10万人に対する医師の数は、全国では二百数十人であるのに対し東京都港区は1,100人です。なぜかという、医師たちは自分の子供を医師にしたいと教育環境の充実した港区に集まるのです。異常な現象だと思いますが、それだけ親にとって教育環境が魅力的に見えるのでしょう。だとしたら、教育格差を是正するためにDXというのは極めて有効な手段ではないかと思しますので、念頭に置いて進めていただきたい。

それから、葉梨先生から大変貴重なお話をいただいたのですが、行政システムの標準化の問題です。この件については確かに色々な側面からのお話があるかと思えます。平井知事から、地元ベンダーについても考えなくてはいけないという話がありましたが、一般に我々市区長たちが考えるのは、軽微な制度変更のたびにシステム変更料として大きな費用がかかるのは困るということです。それを各市区長がそれぞれ入札して対応していますが、内容はそう変わりはないのです。これを見直そうというのが一つの大きな動機なのです。

ですから、それぞれの地域特性に応じた独自の政策は、継続して実施できるものとしつつ、全国共通のようなものについては標準化して、制度改正に対応したものを我々に無料で配っていただきたいというのが、そもそもの大きな要望です。それが今回、また別な意味でクローズアップされてきていると思うのですが、行政システムの標準化によって地域特性が損なわれるような、独自性が損なわれるようなことにはならないよう、やはり独自のものは独自なものとして大切にしないといけない。けれども、共通するものについてはそうした考え方で進めていただきたい。

それから、新型コロナ感染症について検証すべきであるという話もございました。現在の波が大分収まりつつあるかと思っています。外国のテレビを見ていると、例えば、ボクシングや全仏オープンテニスでも、みんなマスクをしていません。日本がいつどのよ

うになるのかということについて、やはり皆さん相当関心を持つわけです。全国市長会でもそういう議論がありました。マスクを外せる時期については今後、ポストコロナの経済回復にとっても極めて大きな問題です。このことについて、あまりにも各論になるので今日の審議にはふさわしくないのかもしれませんが、新型コロナ感染症の検証に当たっては、検証とあわせてそういうことも一緒に発信していただきたい。

それから、情報の共有・連携についてです。私は相馬市の市長として、相馬市の新型コロナ感染症の発生に伴う対応についてみんな仕切っています。学校の休校や保育園の休園といった対応を、全部自分のところに情報を集めて行ったのですが、感染者等の情報が病院や保健所等からなかなか届かない市区町村が多いのです。公立病院があり私は知り得たのですが、そういう市区長だけではない。市区長のところに情報がないことで、例えば新型コロナ感染症に感染したことで流言飛語が飛び交うが、それを市区長が否定することもできないようなことがありまして、個人情報保護の観点から情報が届かないのです。ただ、やはり状況によっては、しっかりと行政のリーダーがきちんとした情報を発信しないといけないこともありますから、この点については何度も申し上げてきたことなのですが、しっかりと対応していただきたいと思います。

それと、デジタルとも関連して、御紹介申し上げます。福島県では病院との医療情報ネットワークがありまして、新型コロナ感染症の症状のある方、今、無症状者は除いていますが、症状のある方は全部福島医大で一元管理しています。例えば重症化の可能性があるとすると、公立相馬総合病院のCTの画像を福島県立医大と共有するわけです。重症患者として引き取らなくてはいけないとか、ホテルに入っている人も情報を全て一元管理してやってきましたので、DXをそういう形で利用できたというのは、新型コロナ感染症の患者を守るという意味では非常に有効であったケースとして、御紹介させていただきたいと思います。

私から以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 全国市議会議長会の会長を務めております清水です。様々な御説明をありがとうございました。

まず初めに、今後の審議事項として地方議会のあり方について取り上げていただいたことに感謝を申し上げます。若者や女性、会社員など、多様な人材の地方議会への参画を促進するため、地方議会の位置付けや議員の職務を地方自治法に明確に規定するとともに、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法をはじめ、労働法制の見直しなどについて具体的に検討を進めていただきたいと思います。

また、来年春の統一地方選挙まで既に1年を切っております。最近の地方議会議員選挙における投票率の低下、無投票当選の増加、議員のなり手不足といった問題に対処するため、可能な限り前倒しで調査審議を進めていただき、なるべく早い時期に一定の方向性を

打ち出させていただくことを強く要望いたします。全国市議会議長会としても各市議会における議会改革の取組を積極的に支援するために、1として、政治分野における男女共同参画を推進する観点から、内閣府男女共同参画局が公表したハラスメント防止研修教材も活用し新しい研修プログラムを作成して、各市議会にオンライン配信するとともに、2として、今年の秋には地方議会のデジタル化をテーマに2,000人を超える全国の市議会議員が参画する研究フォーラムを開催し、市議会におけるデジタル化の取組を後押しすることになっています。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、先日のヒアリングにおいて、1として、現行法制に基づく国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の役割と責任の徹底的な見直し、2として、保健所を有する政令指定都市、中核市などの大都市に対する必要な権限と財源の移譲について申し上げました。本年4月には新型コロナウイルス感染症への政府の対応を検証するため、内閣官房を事務局とする新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議が発足しています。この有識者会議においても国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の役割と責任に関して関係者から意見が提出され、今後、検討作業が進められると思いますので、この有識者会議における検討状況も参考にしながら、この課題に対する政府としての統一的な考え方を整理していただきたいと思います。

併せて、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現に向けて、特別自治市制度の法制化などについても御検討いただきたいと思います。

以上であります。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 全国町村会長、熊本県嘉島町長の荒木でございます。審議項目案について町村の立場から意見を述べさせていただきます。

初めに、審議項目案1のポストコロナの経済社会に的確に対応する観点についてでございます。長引くコロナ禍に加え、ウクライナ情勢に伴う経済の混迷等により社会全体に閉塞感が漂い、人口減少、少子高齢化等に伴う資源制約なども相まって、私たちの生活は安心感、安定感が失われています。

一方、地方に目を転じると、コロナ禍を機に関心の高まった移住・定住や田園回帰の流れがさらに本格的なものになるかどうか、正念場の時期でもあります。

さらに世界的に深刻な食料・エネルギー問題が続く中で、我が国においても食糧需給や森林再生、再生可能エネルギーへの取組をはじめ、多様な地域資源を生かし、資源循環で環境共生を意識しながら地方を再生し、活力を生み出すことで、コロナ後社会、脱炭素社会等、これからの時代を見通して、我が国の持続可能性を追求するための、まさに極めて重要な時期を迎えようとしていると思います。

また、災害等、非平時における機動的対応の鍵を握るのが、地域住民同士が支え合う、助け合う共助の力、言葉を換えると地域力、コミュニティ力であります。こうした力を平

時から形成し、非平時に十二分に発揮できるような仕組みを構築することが地域社会の安全安心の基盤になるということも忘れてはなりません。今こそ人と地域というかけがえない資源を生かし、多様な地域の価値をさらに向上・発展させ、その集合体である国土全体を活かし切る社会の実現を目指さなければなりません。本調査会には、このような我が国のあり方を俯瞰しつつ、地域の現場が前向きに希望の持てるような審議を期待いたします。

次に、デジタル・トランスフォーメーションの進展と課題についてでございます。地域を活かすためにデジタルの活用は有力な手段であり必須の取組ですが、その際、留意しなくてはならないのは、デジタル活用の目的を明確にしないまま、利便性や効率化のみを追求し、集約・合理化や規模拡大を推し進め、小さいものや弱いものを排除することになってはならないということです。これは先ほど申し上げました地域と人を活かすことと通じるものであります。デジタル社会の推進について、国が掲げる「誰ひとり取り残されないデジタル化の実現」という視点は、まさに重要ですが、地域社会との関わりの中で、これをどう実効あるものにしていくか、大変難しい課題もあるように感じます。

その基盤として、誰にも居場所と役割がある、先ほどの安全安心な地域社会の再構築は、是非とも必要なものと考えております。いずれにしても、その際にはデジタル社会推進の前提となる情報通信基盤については、全国津々浦々にユニバーサルサービスを提供するための社会共通基盤として位置付けられるべきものであります。これらの点については、改めて強調しておきたいと思っております。

次に、審議項目2の国と地方及び地方公共団体相互間の関係についてであります。国と地方公共団体、地方公共団体相互間の連携・協力は、町村行政においてますます重要となっております。一例を挙げれば、年々深刻さを増す孤独・孤立問題やヤングケアラーなどの社会問題については、1つの自治体や従来の地域社会の枠内の取組では限界があります。

3つ目の○に書かれておりますように、NPO等との連携も含め、新たなつながりやネットワークによる仕組みと、その機能発揮が求められます。先ほど申し上げましたデジタルの活用は、こうした取組を進める際にはもとより、地方公共団体や関係者間の連携・協力の実効性を高めるためにも極めて有効な手段となります。

また、従来から私どもが主張していることではありますが、多様な連携・協力関係の構築については、それぞれの行政主体の自主性、自立性のもとで、主従ではなく対等な協力関係にあること、顔の見える関係の中で緊密な意思疎通が図られることが大前提にあるということをお最後に申し上げておきます。

今後、議論を進める際には、以上申し上げた点について、十分御留意いただきますようお願いいたします。私の意見を終わらせていただきます。

○市川会長 ありがとうございます。

少し時間を過ぎておりますけれども、最後に南雲委員、お願いいたします。

○南雲委員 全国町村議会議長会の会長を務めております新潟県湯沢町の議会議長の南雲

でございます。私からは3点申し上げます。

初めに、デジタル・トランスフォーメーションの進展への対応についてであります。町村議会においては、議員のなり手不足とともに、政策立案機能の強化や住民の意思把握等へのデジタル技術の活用拡大が課題となっております。こうした中で、当会では先月末に町村議会の先進的な取組をまとめた事例集を作成いたしました。この事例集においては、議会のデジタル化の事例も取り上げておまして、今後、全ての町村議会議員に配付し、研修会等を通じて横の展開を図ることとしております。

こうした事例が全国に広がり、より多くの住民の声を反映した活力ある議会となるよう、私どもも努めてまいりますので、町村議会の実態に深く御理解をいただき、審議を進めていただくようお願いを申し上げます。

次に2点目、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係についてであります。コロナ対応で直面した課題等を踏まえた国と地方の役割分担のあり方についての検証・検討に当たりましては、地方の意見や現場の実態、これまでの地方分権改革の議論や成果を十分に踏まえて御審議いただきますようお願いを申し上げます。

最後に地方議会についてであります、町村議会において課題となっている議員のなり手不足を克服するためにも、審議項目案に記載のある地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備が重要と考えております。当会では3日前、5月31日に開催いたしました都道府県会長会議におきまして、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議を行いました。この決議においては、地方議会の位置付けや議員の職務等の法律上の明確化について、本調査会において早急に審議を進めていただき、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法の改正等が実現するよう求めていくことを改めて確認をいたしました。

今後、地方議会のあり方の具体的な検討に当たりましては、是非ともこうした声を十分に踏まえて、その実現に向けて早急に御審議いただきますよう、よろしくようお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

本日は、様々な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日の議題でございます審議項目に関しては、皆様の御賛同をいただけたと思っております。したがって、本調査会としては、本案のとおり整理させていただくこととし、本日いただきました御意見等を踏まえて、引き続き専門小委員会で議論を深めていくこととさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○市川会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

今後の審議につきましては、引き続き専門小委員会をお願いすることとし、必要に応じて総会にてお諮りさせていただくことといたします。

本日は、委員の皆様、関係各位の方々には、お忙しいところを御出席いただきまして、また、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。ありがとうございました。